

# 令和3年度中途採用求人情報発信強化事業補助金 募集要領

令和3年6月15日  
雇用労働政策課

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける宮崎県内の産業4分野（農林水産業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業）の雇用の維持・拡大に向けた取組を後押しし、新型コロナウイルス感染症の影響により離職や廃業等を余儀なくされた方等の再就職を支援するため、上記4分野に該当する企業（個人を除く。）が行う、自社ホームページにおける中途採用情報の発信強化や求人広告等の取組を募集し、その費用の一部を補助する。

## 2 内容

### (1) 事業実施期間（補助対象期間）

交付決定日から令和4年2月15日までの期間

### (2) 事業予算額

19,500千円

ただし、補助事業者選定のための事前調査による審査の結果、落選となる場合や、当初の補助金申請額に対して減額する場合がある。

### (3) 補助対象経費

ア 中途採用の求人情報や事業所の魅力を発信するための自社ホームページの新設や改修等に要する経費

（例）業務内容や求人情報、先輩社員の紹介、企業PR動画、働きやすい職場づくりのための取組掲載、スマートフォン最適化機能追加 等

イ 中途採用を含む求人情報や事業所の魅力をインターネット等で広く周知するために必要な経費

（例）民間求人情報サイトへの求人情報掲載、電子DM等による求人情報の発信、各種情報誌への求人情報掲載 等

ただし、下記に留意すること。

ア 交付決定日以降に支出したことが確認できる経費であること。また、実績報告書提出日までに実施した事業に要する経費であること（将来にわたる経費でないこと）。

イ 下記の経費は除くこと。

県外事業所における経費、機械や器具（固定資産として経理される財産を含む）の購入費、ホームページ等の保守管理に要する経費、採用報酬型の求人掲載にかかる経費

ウ 国や市町村、その他の補助金の補助対象経費と重複しない経費であること。

エ 求人サイト等への求人情報掲載に係る経費は、産業4分野（農林水産業、製造業、運輸業、宿泊業・飲食サービス業）に関連する職種の求人情報掲載の経費とし、事業費100万円（税抜）を上限とする。

#### (4) 補助率・上限額

##### ア 中小企業

- ・ 補助率は2分の1以内
- ・ 補助上限額は、1社当たり1,000,000円とする。

##### イ 中小企業以外

- ・ 補助率は3分の1以内
- ・ 補助上限額は、1社当たり1,000,000円とする。

##### 〈中小企業の定義〉

中小企業基本法に基づき、資本金の額若しくは出資の総額又は常用雇用の数が下表に記載する規模に該当する場合を「中小企業」とする。なお、この「中小企業」の中には、中小企業基本法で定義される「小規模企業者」を含むものとする。

日本標準産業分類に基づいた産業分類	企業規模
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）のうち 飲食店（中分類番号76） 持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類番号77）	資本金の額（又は出資の総額）が5,000万円以下の企業 又は 常用雇用者（※）が50人以下の企業
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）のうち 宿泊業（標準産業分類番号75）	資本金の額（又は出資の総額）が5,000万円以下の企業 又は 常用雇用者（※）が100人以下の企業
農業・林業（大分類A） すべての分類	資本金（または出資額）3億円以下の企業  又は  常用雇用者（※）が300人以下の企業
漁業（大分類B） すべての分類	
製造業（大分類E） すべての分類	
運輸業、郵便業（大分類H）のうち 郵便業（中分類番号49）を除くすべての分類	

※ 常用雇用者とは、「期間を定めずに雇用されている人」及び「1か月超の期間を定めて雇用される人」を指す。

#### (5) 補助要件

次のア～キまでの全てに該当する事業者であること。

ア 県内に本社又は事業所を有する法人であって、次に掲げる者を除く。

(7) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）

〈詳細は下記のとおり〉

沖縄振興開発金融公庫	株式会社国際協力銀行
株式会社日本政策金融公庫	港務局
国立大学法人	社会保険診療報酬支払基金
水害予防組合	水害予防組合連合
大学共同利用機関法人	地方公共団体
地方公共団体金融機構	地方公共団体情報システム機構
地方住宅供給公社	地方税共同機構
地方道路公社	地方独立行政法人
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	土地開発公社
日本下水道事業団	日本司法支援センター
日本中央競馬会	日本年金機構
日本放送協会	

(イ) 国及び地方公共団体が出資金等の額の25%以上を出資等している者

(ウ) 雇用保険適用事業所の事業主でない者。

イ 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による下記の業種のうち、いずれかに該当するものであること。

農業、林業（大分類A）	農業（中分類番号01）、林業（同02）
漁業（大分類B）	漁業（中分類番号03）、水産養殖業（同04）
製造業（大分類E）	食料品製造業（中分類番号09） 飲料・たばこ・飼料製造業（同10） 繊維工業（同11） 木材・木製品製造業（家具を除く）（同12） 家具・装備品製造業（同13） パルプ・紙・紙加工品製造業（同14） 印刷・同関連業（同15） 化学工業（同16） 石油製品・石炭製品製造業（同17） プラスチック製品製造業（同18） ゴム製品製造業（同19） なめし革・同製品・毛皮製造業（同20） 窯業・土石製品製造業（同21） 鉄鋼業（同22）

製造業（大分類E）	非鉄金属製造業（同23） 金属製品製造業（同24） はん用機械器具製造業（同25） 生産用機械器具製造業（同26） 業務用機械器具製造業（同27） 電子部品・デバイス・電子回路製造業（同28） 電気機械器具製造業（同29） 情報通信機械器具製造業（同30） 輸送用機械器具製造業（同31） その他の製造業（同32）
運輸業、郵便業（大分類H）	鉄道業（中分類番号42） 道路旅客運送業（同43） 道路貨物運送業（同44） 水運業（同45） 航空運輸業（同46） 倉庫業（同47） 運輸に附帯するサービス業（同48）
宿泊業、飲食サービス業（大分類M）	宿泊業（中分類番号75） 飲食店（同76） 持ち帰り・配達飲食サービス業（同77）

ウ 令和3年3月1日以降において、採用求人を公表していること。ただし、いずれの求人も県内の本社又は事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。

エ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

オ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

カ 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

キ その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

## (6) その他要件等

ア 本事業実施による採用状況等の調査に協力すること。なお、調査は半年に1回、事業終了後1年間を予定している（令和5年3月頃まで）。

(ア) 事業実施年度内に採用（就職）した場合

- 就職者の「氏名（イニシャル可）」「性別」「年齢」「就職年月日」
- (イ) 事業実施年度内に採用（就職）した者が離職した場合  
離職者の「離職年月日」
- イ 審査等に必要な書類等を整備・保管していること。

### 3 補助事業者選定のための事前調査

限られた予算の中で、事業目的に即した取組を支援するため、補助事業者の選定を行うこととし、そのための事前調査を行う。申請を希望する事業者は、下記期間中に宮崎県電子申請システムにより、下記の必要事項を入力するとともに、必要資料を添付すること。

#### 【第一次募集】

令和3年6月15日（火）から令和3年7月14日（水）午後5時まで

#### 【第二次募集】

令和3年7月19日（月）から令和3年8月10日（火）午後5時まで

#### 【第三次募集】

令和3年8月16日（月）から令和3年9月6日（月）午後5時まで

#### 【第四次募集】

令和3年9月13日（月）から令和3年10月5日（火）午後5時まで

#### (1) 宮崎県電子申請システムへの入力

下記の URL から必要事項を入力すること。

<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=rO1EVvzG>

##### ア 主な記載事項

事業所名、所在地、業種、雇用保険適用事業所番号、主な業務内容、国や県の制度認証、認定マークの取得状況、中小企業の該当有無、資本金（出資の総額）、事業所全体の常用雇用者数、県内事業所の常用雇用者数、求人公表の有無、実施する補助事業の内容（支出予定金額を含む）、平成30年度から令和2年度までの採用、離職の状況、県内事業所における採用計画（職種、採用予定人数、必要な資格、給与（月額）、担当者氏名、担当部署、連絡先電話番号、連絡先ファクシミリ番号、本事業実施による採用状況等調査への協力同意確認

##### イ 必要な添付資料

- ・ 事業計画書（様式第1号）
  - ・ 収支予算書（様式第2号）
  - ・ 令和3年3月以降に公表している求人票の写し（ただし、県内の本社又は事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。）
  - ・ 本事業の実施に要する経費が確認できる資料（見積書の写し） 等
- ※ 必要に応じて、企業概要のパンフレットや計画する事業の内容が分かる資料等の提出を依頼する場合がある。

#### (2) 宮崎県電子申請システムにより入力できない場合

事情により宮崎県電子システムで入力（回答）ができない場合は、県ホームページから「補助事業者選定のための事前調査票（参考様式）」をダウンロードし、上記の資料とともに電子メールで送信すること。

〈宮崎県電子申請システムが利用できない場合の電子メール送信先〉

宮崎県雇用労働政策課 [u-turn@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:u-turn@pref.miyazaki.lg.jp)

〈宮崎県電子申請システム利用時の注意事項〉

- ・ 重複して電子申請システムを開かないこと（二重申請としてエラーになる場合がある。）
- ・ 一時保存時に入力が必要となるメールアドレスやパスワードは必ず確認し、控えておくこと。メールアドレスやパスワード忘れは、宮崎県雇用労働政策課では対応できず、初期状態から再入力をお願いすることになる。
- ・ 入力作業が1時間を超える場合、タイムアウトとなる場合があるため、入力時間に応じて適宜一時保存をすること。

#### 4 補助事業者の選定（審査）及び選定結果の通知

応募要件に合致するか確認する第一次審査、本事業による取組内容や経費の妥当性等を審査員が総合的に審査する第二次審査を行い、予算の範囲内で補助事業者を採択する。ただし、事前調査へ回答のあった申請予定総額が予算上限を上回らない場合は、第二次審査を省略し、第一次審査の中で事業目的に合致するか確認した上で補助事業者を決定することがある。

また、審査結果については、事前調査に対して応募（提出）のあった全ての事業者へ電子メールにより通知する。

審査方法や審査内容、審査結果の通知等の詳細は審査要領のとおり。

#### 5 採択後の手続

上記4で採択された事業者は、交付要綱及び交付要領に定められた手続を行うこと。なお、採択された場合でも、交付申請の手続が指定する期間（※補助事業者選定時に別途県が指定）内になされない場合は、補助金の交付決定ができないため、期間内の申請に留意すること。

#### 6 補助金についての留意事項

- ・ 事前調査で予算上限を上回る回答（申請希望）がなかった場合は、追加募集を行う場合がある。
- ・ 選定された事業の内容・規模等については、双方で確認の上、変更を命じる場合がある。
- ・ 補助金の支払いについては、精算払いである（交付申請だけでなく、事業完了後の実績報告書の審査を経て支払を行う）。

#### 7 問合せ先

宮崎県 商工観光労働部 雇用労働政策課（担当：河野）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電話 0985-26-7105（直通）

FAX 0985-32-3887

E-mail [u-turn@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:u-turn@pref.miyazaki.lg.jp)

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月6日から施行する。